別表第一備考６⑷㈥の表中ＴＰ２８Ａの項を削り、

ＴＰ35	ポータブルタンクの欄に掲げる記号T14のものにあっては、平成26年12月31日まで使用することができる。

を

ＴＰ35	ポータブルタンクの欄に掲げる記号に関わらず、平成26年12月31日まで記号T14のものを使用することができる。
ＴＰ36	気相部に可溶栓を設置することができる。
ＴＰ37	ポータブルタンクの欄に掲げる記号に関わらず、平成28年12月31日までの間は、次に掲げる国連番号の区分に応じ、それぞれ次に掲げる記号のものを使用することができる。 イ　国連番号1810、2474及び2668の場合　Ｔ７ ロ　国連番号2486の場合　Ｔ８ ハ　国連番号1838の場合　T10 ニ　その他の国連番号の場合　T14

に

改める。

別表第一備考６⑸の表中

ＳＰ953	ガラス容器を内容器とし緩衝吸収剤を充てんした組合せ容器にあっては、正味質量を500kg以下又は外装容器の内容積を450Ｌ以下とする。

を

ＳＰ962	１　備考10のＳＰ961の規定により危険物に該当する自動車又は装置にあっては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、無外装で運送することができる。 ⑴　蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー、蓄圧器又は燃料タンクからの漏えいがないこと。 ⑵　引火性液体類を燃料とするものは、燃料タンク内の引火性液体類の量を最大容量の４分の１以下にしなければならず、かつ、いかなる場合においても引火性液体類の合計量が250リットルを超えないこと。 ⑶　引火性高圧ガスを燃料とするものは、燃料タンクの燃料遮断弁が確実に閉鎖されていること。 ⑷　蓄電池は、損傷、短絡及び誤作動を防止するための措置が講じられていること。 ⑸　リチウムイオン電池又はリチウム合金電池は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部38.3節の各試験要件に適合するものであること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。 ⑹　自動車又は装置を構成する部品は、確実に取り付けられていること。 ２　標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。
ＳＰ963	１　適当な容器に収納し、かつ、短絡を防止するための措置を講じること。 ２　標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。

に

改める。

別表第一備考８の表４８の項中「、水銀塩類及びハロゲン化アルキルアルミニウム」を「及び水銀塩類」に改め、

89	甲板上積載をする場合には、アンモニア化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）及びシアン化物から水平距離で６ｍ以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。

を

89	甲板上積載をする場合には、アンモニア化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）及びシアン化物から水平距離で６ｍ以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
90	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から毒物に代えて引火性液体類として隔離することとし、引火性液体類[6]及び腐食性物質[5]から水平距離で３ｍ以上離して積載すること。
91	甲板上積載をする場合には、アンモニアから水平距離で６ｍ以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニアとは同一の船倉又は区画に積載しないこと。

に

改める。

別表第一備考９⑺の表３０１１の項中「61℃」を「60℃」に改める。

別表第一備考９⑻の表中

3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル	TERT-BUTYL HYPOCHLORITE

を

3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル	TERT-BUTYL HYPOCHLORITE
3485	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物（乾性かつ腐食性のもので、有効塩素の含有率が39質量％を超えるもの（有効酸素の含有率が8.8質量％のもの））	CALCIUM HYPOCHLORITE DRY, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)
3486	次亜塩素酸カルシウム混合物（乾性かつ腐食性のもので、有効塩素の含有率が10質量％を超え39質量％以下のもの）	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY, CORROSIVE with more than 10% but not more than 39% available chlorine
3487	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物（腐食性のもので、水の含有率が5.5質量％以上16質量％以下のもの）	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE, CORROSIVE, with not more than 5.5% but not more than 16% water

に

改める。

別表第一備考９⑾の表３０１１の項中「61℃」を「60℃」に改める。

別表第一備考９⑻の表中

3423	水酸化テトラメチルアンモニウム（固体）	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID

を